

# 定例委員会の開催状況

第1 日時 平成13年4月26日(木)  
午前10時00分 ~ 午後0時30分

## 第2 出席者

### 1 国家公安委員会側

伊吹委員長

岩男、磯邊、渡邊、荻野、安崎各委員

### 2 警察庁側

長官、次長、官房長、官房審議官(生活安全局担当)、

刑事局長、交通局長、

警備局長事務代理(官房審議官(警備局担当))、

情報通信局長、首席監察官

## 第3 議事の概要

### 1 議題事項

#### (1) 人事案件について

叙位・叙勲の進達について

警察庁から、「4月1日から11日までの11日間に死亡した退職警察職員等71人の叙位・叙勲について進達することとしたい。」旨の説明がなされ、原案どおり決定した。

地方警務官の人事異動について

警察庁から、「4月21日付け地方警務官(死亡)をはじめとする2人の人事異動について発令していただきたい。」旨の説明がな

され、原案どおり決定した。

( 2 ) 地方警務官の株取引等報告書及び所得等報告書等について

警察庁から、「国家公務員倫理法の規定に基づき、地方警務官から所得等報告書等が提出されたことから、その写しを国家公務員倫理審査会へ送付することとしたい。」旨の説明がなされ、国家公務員倫理審査会へ写しを送付することを決定した。

( 3 ) 平成 13 年度国家公安委員会・警察庁交通安全業務計画案について

警察庁から、「第 7 次交通安全基本計画の作成に伴い、道路交通の IT 化及びバリアフリー化の推進等の記述を加えた平成 13 年度交通安全業務計画を作成したい。」旨の説明がなされ、原案どおり決定した。

( 4 ) 国家公安委員会委員長に対する開示請求の措置について

警察庁から、「前回の委員会における御指摘を踏まえ、警察庁において試案の作成を検討中であったが、昨日、各委員がこの件に関し意見交換をされ、その結果、本日の公安委員会に配付するよう指示されたものを資料として準備した。」旨の説明がなされた。

委員から、「委員間での意見交換の概要を御説明する。私は情報公開を推進すべきとの立場に立つ者であるが、委員の間にはさまざまな御意見があり、話し合いの結果、以下のような私の提案に対し委員全員の合意を得た。法律は、原則公開だが、個人の懲戒処分に関わる場合には不開示を認めるという形になっており、いかなる場合にも開示できないものを除いた開示にも様々な選択肢があり得る。この配付していただいた資料のような形にした理由の一つは、当該会議録の作成当時には公開を想定していなかったし、会議録も当時は私達委員がきちんと目を通すという形になっておらず、また、全ての発言内容を記録として留めてあるわけではなく、非常にかいつまんだ内容のものであった。こうしたものを公開した場合、国家

公安委員会が十分な議論をしている証となるという御意見もあったが、逆に議論が不十分であるという誤解を招く可能性がある。また、発言のうち一般的議論のみを開示するという前提で、一般論の部分と具体的な部分を分けることも試みたが、具体論を言うための一般論であり、分けると意味が変わってくることもあって、切り分けが困難であるとの結論となった。開示・不開示の判断基準は明確である必要があり、今回の判断は、以後の前例となることも考慮し、個人の懲戒処分に関わる議論は法律に基づき不開示とするという結論を出した。」旨の発言があり、審議の結果、原案どおり決定した。

(5) 国家公安委員会への意見・要望書等の措置について

国家公安委員会のインターネット・ホームページの受信電子メール、書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内容を原案どおり了承した。

## 2 報告事項

(1) 警察庁長官に対する開示請求の措置について

警察庁から、「4月2日から25日までの間に、警察庁長官に対してなされた開示請求の状況並びに当該請求に係る部分開示及び不開示決定の概要」について報告がなされた。

(2) 平成12年度第4四半期監察の実施状況について

警察庁から、「平成12年度第4四半期において、1都1府27県警察等に対し監察を行い、監察を通じ把握された問題については、改善を指導したところである。」旨の報告がなされた。

(3) 最近の不祥事案について

警察庁から、「千葉県警察は、警察署における留置業務に係る内部

規律違反事案に関し、４月２５日、当時の警部補ら８人に対し、停職等の懲戒処分を行うとともに、同県警察の警視を本部長注意とした。」旨の報告がなされた。

(４) ストーカー対策の推進状況について

警察庁から、「ストーカー規制法の施行後、２月末までの適用状況は、警告実施件数が２４１件、禁止命令等の実施件数が６件、検挙件数が３７件などとなっている。」旨の報告がなされた。

(５) 警察安全相談業務の現状と充実強化の推進について

警察庁から、「平成１２年中の相談取扱件数は、前年の約２．２倍に急増した。こうした状況を踏まえ、相談業務の充実強化を図るための諸施策を推進しているところである。」旨の報告がなされた。

(６) けん銃の大量押収について

警察庁から、「千葉県警察と神奈川県警察は、３月３０日、税関等と合同で、けん銃部品を隠匿して入国した２人を始め、これまでに３人を逮捕し、けん銃１３丁等を押収した。また、北海道警察、警視庁、愛知県警察及び兵庫県警察は、４月１７日、宅配されたマカロフ型けん銃１０丁の発送人である暴力団幹部ら２人を逮捕した。」旨の報告がなされた。

(７) 大阪府議会議員による公共工事発注をめぐるあっせん贈収賄事件について

警察庁から、「大阪府警察は、大阪府発注の住宅建築工事の入札に関して、予定価格の概数を府の担当職員から聞き出し、これを建設業者に教示したことの謝礼として、現金数百万円を収受した大阪府議会議員をあっせん収賄の容疑で、４月１９日逮捕した。」旨の報告がなされた。

( 8 ) 元北兵庫信用組合理事長らによる背任事件について

警察庁から、「兵庫県警察は、元北兵庫信用組合理事長らが、自動車整備会社等に対して不正に同組合の資金 3,900 万円を貸し付け、組合に損害を与えた背任容疑で、同組合理事長ら 4 人を 4 月 20 日逮捕した。」旨の報告がなされた。

( 9 ) 全国暴力団総合対策特別強化月間の実施について

警察庁から、「5 月 7 日から 6 月 6 日までの 1 か月間、『全国暴力団総合対策特別強化月間』を実施し、民事介入暴力対策の強化等を取組みの基本として、暴力団等の解体・壊滅に向け、暴力団総合対策の一層の推進を図ることとしている。」旨の報告がなされた。

( 10 ) 警察庁広域交通管制室の設置について

警察庁から、「全国的な幹線道路における交通管理を的確に行うため、広域交通管制室を設置し、5 月 10 日から運用を開始することとした。」旨の報告がなされた。

報告終了後、広域交通管制室を視察した。

( 11 ) 静穏保持法に基づく「在札幌中華人民共和国総領事館周辺地域」他 3 箇所の指定更新に関する協議について

警察庁から、「外務大臣から国家公安委員会宛に協議依頼のあった静穏保持法に基づく『在札幌中華人民共和国総領事館周辺地域』他 3 箇所の指定更新をする件につき、異議ない旨を回答することとした。」旨の報告がなされた。

( 12 ) 静穏保持法に基づく「日本共産党本部周辺地域」の指定更新に関する協議について

警察庁から、「総務大臣から国家公安委員会宛に協議依頼のあった静穏保持法に基づく『日本共産党本部周辺地域』の指定更新をする件につき、異議ない旨回答することとした。」旨の報告がなされた。

(13) 三宅島島内における夜間滞在試行について

警察庁から、「警視庁では、4月29日からの三宅島島内における夜間滞在試行に伴い、各日2人を滞在させ、緊急時の連絡等に当たらせるほか、昼間帯に警戒活動を実施する予定である。」旨の報告がなされた。

(14) 李登輝台湾前総統の来日と警察措置について

警察庁から、「李登輝台湾前総統は、病気治療のため、4月22日から26日までの間来日した。本来日に伴い、大阪府警察、兵庫県警察及び岡山県警察においては、所要の体制で警察措置を講じた。」旨の報告がなされた。

3 その他

(1) 委員から、「4月20日に東京都で開催された11都道府県公安委員連絡会議について報告する。各公安委員の発表については、事務局が用意したものに基つき実施されていたが、もっと公安委員としての着眼を持った内容があればと思った。また、大阪から苦情処理手続について発表されていたが、非常に丁寧な手続を用意されており、事務が膨大になることはないのかと感じた。」との発言があった。警察庁から、「苦情の処理については、受理の段階で漏れることのないようにしているため、件数が非常に増えている。ネットワークの中で処理していくことが重要であると考えている。」旨の説明がなされた。

(2) 委員から、「監察は、一度実施した後、フォローアップを行っているのか。また、悪かった点の指摘だけでなく、良かった点の賞揚が必要ではないか。また、警察安全相談業務の報告があったが、警察官の増員は、どのように配置されたのだろうか。」との質問があり、警察庁から、「不祥事案再発防止については、フォローアップを行っている。また、監察の結果、特に良かった点については、情報の共有化も必要なので、他の都道府県警察等にも紹介している。増員についてだ

が、増員が実員となるのは、教養期間終了後であるが、現時点で内部の見直しを行い、どのように配置されているかについては早い時期に御報告したい。」旨の説明がなされた。

(3) 委員から、「監察は、どのような形で実施されるのだろうか。また、警察安全相談業務は重要な任務であるが、功績をどのように評価するか難しいと思う。実際に表彰された例はあるのか。」との質問があり、警察庁から、「監察の流れについては、別途御説明したい。また、警察安全相談業務についての表彰は、表彰についての基準が定められており、実際に表彰された例も増えてきているが、まだ少ない。」旨の説明がなされた。

(4) 委員から、「奈良県警察の不祥事案に関し、奈良県公安委員会が何をなさっているのか、こちらではよくわからない。今後できるだけ動きがあればタイムリーに知らせていただけないか。」との発言があり、警察庁から「奈良県公安委員会にその旨お伝えしたい。」旨の発言があった。

(5) 委員長から退任のあいさつがあった。